

# 令和6年度 公益財団法人富山市生活環境サービス事業計画

都市の重要な生活基盤である集合排水処理施設の整備も一段落し、今後はこれらの処理施設の維持管理がますます重要となってきます。

このため、集合排水処理施設の維持管理事業に力を入れていくとともに、浄化槽等の個別排水処理施設の維持管理やし尿の収集運搬などとあわせて、富山市内の生活排水を処理することにより、公共用水域の水質保全及び向上に寄与してまいります。

また、公益財団法人として、市民の多様化・高度化するニーズに今後も応えていけるよう、平成24年度から新たに実施した普及啓発活動を本年度も継続して進めてまいります。

## 1. 環境保全事業（公益目的事業）

### （1）集合排水処理施設の維持管理

#### ◎ 普及啓発活動

本年度も全施設を対象に、放流水の法定水質基準（BOD 20 mg/l以下）について、BOD 15 mg/l以下という目標を定めました。

水質基準を向上させる取り組みとして、以下の施設における供用区域内の住民を対象に、生活排水対策などの普及啓発活動を進めてまいります。

#### （活動内容）

- ① 生活排水対策の必要性やその具体的な方法を記載したパンフレットを町内会及び小学校を通じて配布します。
- ② 台所等で使用する生活排水対策用資材等を町内会を通じて配布します。

処理施設名	町名	世帯数（戸）	小学校名	児童数（4年）
水橋堅田	水橋堅田	28	水橋東部	4

◎ 集合排水処理施設の維持管理計画

<農業集落排水施設>	巡回点検回数	水質検査回数	汚泥引抜量
表1のNo.1からNo.13までの施設	2回/週	1回/月	3,890kℓ
表1のNo.14からNo.20までの施設	2回/月	2回/年	
中継ポンプ場	1回/月	—	
<地域し尿処理施設>	巡回点検回数	水質検査回数	汚泥引抜量
表2のNo.1からNo.2までの施設	2回/週	1回/月	720kℓ
中継ポンプ場		—	

※ 汚泥は「つばき園」へ搬入

(表1)

No.	農業集落排水施設名	所在地	中継ポンプ場の数	処理能力(人)	計画水量(m <sup>3</sup> /日)	管路延長(m)
1	針原西部	道正 112-2	4	1,080	292.0	5,409.5
2	下条	水橋石政 462	8	1,500	405.0	11,572.2
3	上条北部	水橋小出 1348-1	8	1,190	322.0	9,518.4
4	三郷	水橋高堂 158	19	3,360	908.0	30,983.0
5	太田	関 357-2	10	2,650	715.5	31,938.0
6	新保東	友杉 618	6	2,320	627.0	9,593.0
7	新保西	別名 406	5	1,000	270.0	16,706.0
8	古沢	栃谷 429	1	2,530	683.0	17,275.0
9	池多北	池多 80-3	—	1,360	368.0	11,584.7
10	熊野・月岡南部	森田 1723	18	1,950	527.0	27,344.0
11	針原東部	浜黒崎 1449	1	340	91.8	3,792.7
12	上条南部	水橋曲淵 457-1	6	870	235.0	8,784.7
13	池多南部	池多 737-1	4	980	264.7	6,835.0
14	呉羽野田	呉羽野田 26-2	—	125	34.0	724.0
15	利波	大塚北 1-2	—	70	19.0	568.9
16	金山新	金山新南 138-3	—	100	27.0	1,038.9
17	楠木	楠木 11-3	—	100	30.0	644.2
18	水橋堅田	水橋堅田 12-3	—	160	43.2	1,242.8
19	水橋鏡田	水橋鏡田 2013 先	—	80	21.6	980.6
20	水橋小池・五郎丸	水橋小池 335-1	5	170	45.9	3,130.0

※1 打出農業集落排水施設廃止後、流量計を月1回巡回点検している

※2 島田農業集落排水施設は、下水道直結後に中継ポンプ場となり、月1回巡回点検する  
また、下水道直結に伴う最後の汚泥を50kℓ引抜する

(表 2)

No.	地域し尿処理 施設名	所在地	中継ポンプ 場の数	処理能力 (人)	計画水量 (m <sup>3</sup> /日)	管路延長 (m)
1	新保地区	経田 98	—	1,080	300	4,360.5
2	新保南地区	栗山 666	3	610	223	5,172.7

※ 月岡緑町地域し尿処理施設廃止後、月 2 回巡回点検している

## (2) 個別排水処理施設の維持管理

### ◎ 普及啓発活動

浄化槽等の個別排水処理施設の処理水は、各家庭等から直接公共用水域等へ放流されるため、適切な維持管理が極めて重要になりますが、使用者が使い方を誤ると浄化槽の性能は十分に発揮されません。

よって、本年度も浄化槽の保守点検契約を交わしている一般家庭390世帯に対し、引き続き高品質な維持管理を提供するとともに、普及啓発活動として、浄化槽の正しい使い方及び法定検査（11条検査）の受検の必要性を記載したパンフレットを配布します。

◎ 個別排水処理施設の維持管理計画

内 訳	保守点検（採水業務を含む）			汚泥引抜量
	契約基数	（うち数）	回数	
富山市及び関係施設	17 基	1	5 回/週	2,607kℓ （うち、107kℓは 産業廃棄物汚泥）
		2	2 回/週	
		1	4 回/月	
		1	3 回/月	
		6	1 回/月	
		3	6 回/年	
		2	4 回/年	
		1	3 回/年	
事 業 所	123 基	1	3 回/週	
		1	2 回/週	
		5	1 回/週	
		6	4 回/月	
		3	2 回/月	
		33	1 回/月	
		1	28 回/年	
		23	6 回/年	
		45	4 回/年	
		2	3 回/年	
		3	2 回/月 （採水業務等）	
一般家庭等	390 基	11	12 回/年	
		36	6 回/年	
		343	4 回/年	
合 計	530 基			

※ 汚泥は「つばき園」へ搬入（一部は富山地区広域圏衛生センターへ、産廃は民間処理施設へ搬入）

(3) し尿の収集運搬

◎ し尿の収集運搬計画

汲取件数 (件)	7,450
うち、仮設トイレ分	3,300
汲取量 (kℓ)	2,400
搬入先	富山地区広域圏衛生センター

## 2. 施設の維持管理事業等（収益事業）

### （1）処理施設に関する受託業務

- ◎ 下水道終末処理場「水橋浄化センター」及び浄化槽汚泥処理施設「つばき園」の活性炭入替業務を行います。

### （2）雨水排水柵の清掃

- ◎ 富山市中心部の下水道雨水管に設けられた雨水排水柵の清掃を行います。

- ・ 実施箇所数 1,198 箇所
- ・ 1 箇所あたりの清掃回数 年 2 回

### （3）貯水槽の清掃

- ◎ 富山市及び富山市外郭団体の建物に設置された貯水槽の清掃及び水質検査を行います。

- ・ 実施の数 4 施設
- ・ 1 施設あたりの清掃回数 年 1 回

### （4）公衆トイレの維持管理

- ◎ 公園やスポーツ広場に設置された公衆トイレの清掃及び保守点検を行います。

- ・ 施設の数 70 箇所
- ・ 年間延清掃回数 6,332 回